

平成29・30年度【1月追加受付】 川口市物品入札(見積)参加資格審査申請の手引き

1 資格審査申請について

平成30年度に川口市が締結する物品購入、印刷、修繕、賃貸借、土木施設維持管理及び業務委託(建設工事に関係する設計、調査及び測量を除く)等の契約の競争入札等に参加しようとするかたは、この手引きに従って申請をしてください。

なお、申請して入札等参加資格を得ても、直ちに発注や入札の指名があるということではありませぬので、ご留意ください。

2 申請できないかた

次のいずれかに該当するかたは申請できません。

- ・特別な理由がある場合を除き、地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、入札に係る契約を締結する能力を有しないかた及び破産者で復権を得ないかた。
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市の競争入札に参加させないこととされたかた。
- ・国税(法人の場合は「法人税、消費税及び地方消費税」、個人事業者の場合は「所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税」)について未納があるかた。
- ・市税(法人の場合は「法人市民税」、「特別徴収分の個人市民税」、「固定資産税(都市計画税を含む)」、「事業所税」及び「軽自動車税」、個人事業者の場合は「個人市民税」、「特別徴収分の個人市民税」、「固定資産税(都市計画税を含む)」、「事業所税」、「軽自動車税」及び「国民健康保険税」)について、直近5年分に未納があるかた(川口市内に、申請者である本社若しくは本店、又は代理人とした支社、支店若しくは営業所等の事業所がある場合)。
- ・暴力団等(川口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第2条に規定する暴力団関係者、暴力団関係業者)との関係を有しているかた。
- ・申請する業務の営業に際し、登録、免許又は許認可等を受けていないかた。

※引き続き2年以上その営業に従事していない場合は、申請は可能ですが入札に参加することはできません。

3 入札参加資格の有効期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

【問い合わせ】

川口市理財部契約課管理係

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1 川口市役所本庁舎5階

電話 048-258-1235

048-258-1110(内線2416・2517・2518)

FAX 048-258-6161

4 資格審査基準日

平成30年1月4日

5 申請の方法・期間

郵送により、申請書類及び添付書類を送付してください。

申請期間：平成30年1月4日(木)から1月19日(金)まで(消印有効)

送付先：〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1 川口市契約課管理係 あて

6 提出書類一覧

	法人	個人	書類名	備考
1	○	○	物品入札(見積)参加資格審査申請書受付票	記入例のとおり記入してください。
2	○	○	物品入札(見積)参加資格審査申請書(様式1号)	
3	○	○	営業経歴書・参加希望業種表(様式2号)	
4	○	○	国税の納税証明書(未納の税額がないことの証明):法人「その3の3」、個人「その3の2」	提出日前3ヵ月以内に発行のもの。写し可。納税地を管轄する税務署で発行。
5	△	△	市税納付状況調査等同意書(様式3号)	記入例のとおり記入してください。市内に本店又は代理人とした支店等の事業所を有する場合のみ。
6	○	/	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	提出日前3ヵ月以内に発行のもの。写し可。法務局で発行。
7	○	/	法人番号指定通知書の写し(個人の方は提出しないでください)	国税庁から通知されたもの。(「国税庁法人番号公表サイト」から検索し、法人番号が表示された画面を印刷したもので可。)
8	○	/	財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)	直近のもの1期分。
9	△	△	役員、組合員名簿	協同組合又は団体等の場合のみ。
10	/	○	身分証明書(禁治産、後見及び破産宣告等の通知を受けていないことの記載のあるもの)	提出日前3ヵ月以内に発行のもの。写し可。本籍地の市区町村で発行。
11	/	○	登記されていないことの証明書(成年被後见人、被保佐人及び被補助人とするすべての記録がないことの記載のあるもの)	提出日前3ヵ月以内に発行のもの。写し可。法務局で発行。
12	/	○	所得税確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し	直近のもの1年分。
13	△	△	登録又は免許等の証明書等の写し	申請する業務の営業に際し、登録、免許又は許可等を必要とする場合。
14	△	△	事業所外観及び内部の写真(様式4号)	市内に本店又は代理人とした支店等の事業所を有する場合のみ。提出日前3ヵ月以内に撮影のもの。カラーのみ(モノクロ不可)。
15	○	○	誓約書(様式5号)	記入例のとおり記入してください。
16	△	△	受付票返送用封筒(長3、82円切手)	<u>受付票の返送を希望する場合のみ</u> 。返送先を記入して切手を貼付した封筒を添付してください。

7 申請書作成上の注意事項

(1) 共通事項




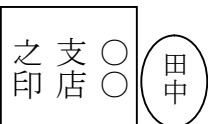

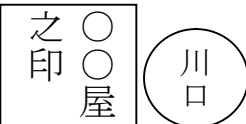
- 申請書類は、記載事項をパソコンで入力したものを印刷するか、印刷したものに手書きで記入してください。手書きの場合は、黒のボールペンを使用し、かい書ではっきりと記入してください。なお、記載事項は、ゴム印を使用しても構いません。
- 申請書類は、必ず最新のものを使用してください。過去のものを使用している場合は受付できません。
- 印鑑は、印影がはっきりと確認できるようにていねいに押印してください。

(2) 物品入札(見積)参加資格審査申請書受付票

- 提出する書類に漏れがないように、「提出書類確認欄」にチェックをしてください。
- 受付印を押印した「受付票」(上半分)の返送を希望する場合は、返送先を記入し切手を貼付した封筒を添付してください。

(3) 物品入札(見積)参加資格審査申請書(様式1号)

- 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における法人番号を記入する欄を設けました。所定の欄に国税庁から通知された法人番号を記入してください。(個人の方は記入しないでください。)また、法人番号は、「国税庁法人番号公表サイト」(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で法人名及び所在地等から検索することもできます。
- 代表者の「実印」欄には、印鑑登録をしている印鑑を押印してください。なお、印鑑証明書の添付は不要です。
- 「使用印」欄には、入札書、契約書及び請求書等に使用する印鑑を押印してください。なお、使用印として認められるものは、「契約者の役職印」又は「社印+契約者の個人印」等です。「社名のみ印鑑」だけでは使用印にできません。また、スタンプ式による印鑑も使用できません。

使用印の例					
法人・代表者		法人・代理人		個人	
役職印	社印+代表者の個人印	役職印	支店印+代理人の個人印	個人印	屋号印+個人印
					
※実印可					

- 代理人(支店又は営業所等)に契約権限を委任する場合は、「代理人への委任あり」欄にチェックをして、「代理人」欄にも記入してください。なお、申請書は委任状を兼ねていますので、今回の申請時に委任状を別に作成する必要はありません。
- 実際の所在地と登記簿上の所在地が異なる場合は、「所在地」欄に実際の所在地を記入のうえ、カッコ書きで登記簿上の所在地も記入してください。

(4) 営業経歴書・参加希望業種表(様式2号)

- ・「創業年月日」欄は、実際の事業開始年月日を記入してください。この場合、法人については登記簿上の設立年月日と一致していなくても構いません。
- ・「営業年数」欄は、平成30年1月4日現在での年数を記入してください。なお、休業期間がある場合は、その年数を差し引いてください。
- ・「沿革」欄は、「別紙のとおり」と記入して、任意の書式を添付しても構いません。
- ・会社案内又はパンフレット等がありましたら、ご恵与ください。
- ・「従業員数」欄は、役員等も含めた正社員の人数(本店及び全ての支店などの合計人数)を記入してください。ただし、非常勤役員、派遣社員、出向社員、パート及びアルバイトは含みません。
- ・「参加希望業種」欄は、別紙「業種別区分表」から希望する業種を選択し、記入してください。最大で5業種まで選択できます。なお、選択した業種のうち、「取扱品目」の選択数に制限はありません。
- ・平成28年度以前に物品入札等参加資格を有していた場合でも、平成29年度に物品入札等参加資格を有していない場合は、新規扱いとなりますので、「参加希望業種」欄は必ず記入してください。
- ・「業種別区分表」の「取扱品目番号・名称」に該当する品目としてあてはまるものがないときは、「99 その他」を選択し、その名称や内容を記入してください。
- ・業種の「04 印刷」は、印刷機を保有し、自社で印刷が可能な場合のみ登録可能です。

(5) 市税納付状況調査等同意書(様式3号)

- ・川口市内に、申請者である本社若しくは本店、又は代理人とした支社、支店若しくは営業所等の事業所がある場合にのみ提出してください(個人事業者も同様)。
- ・印鑑部分には、「物品入札(見積)参加資格審査申請書(様式1号)」の代表者の「実印」欄と同じ印鑑を押印してください。
- ・川口市税の納税証明書の提出は不要です。

(6) 事業所外観及び内部の写真(様式4号)

- ・川口市内に、申請者である本社若しくは本店、又は代理人とした支社、支店若しくは営業所等の事業所がある場合にのみ提出してください(個人事業者も同様)。
- ・写真はカラー(モノクロ不可)で、申請(提出)日前3ヵ月以内に撮影したものを貼付してください。なお、デジタルカメラ撮影による印刷物の貼付でも構いません。
- ・外観については、事業所全景及び商号(名称)等がわかる看板又は表札等が写っているもの、内部については、事業所内が広範囲に写っているものとしてください。

(7) 誓約書(様式5号)

- ・暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることの誓約書ですので、全ての申請者が必ず提出してください。
- ・印鑑部分には、「物品入札(見積)参加資格審査申請書(様式1号)」の代表者の「実印」欄

と同じ印鑑を押印してください。

8 添付書類の注意事項

(1) 共通事項

- ・添付書類のうち各種証明書類は、申請(提出)日前3ヵ月以内に発行されたもので、現状を反映しているものを添付してください。
- ・添付書類は、コピーによる「写し」でも構いません。なお、複数のページがある書類(登記事項証明書又は財務諸表等)の場合は、両面コピーでも構いません。

(2) 国税の納税証明書

○法人

発行する官公署	必要書類	備考
本社又は本店の現在の所在地(納税地)を管轄する税務署	納税証明書「その3の3」 (「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明)	法人税非課税事業者、消費税免税事業者又は新設の事業者も同様

○個人

発行する官公署	必要書類	備考
現在の住所地(納税地)を管轄する税務署	納税証明書「その3の2」 (「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明)	所得税非課税事業者、消費税免税事業者又は新設の事業者も同様

(3) 登記事項証明書(法人のみ)

- ・法務局で発行される「履歴事項全部証明書」を添付してください。

(4) 法人番号指定通知書の写し(法人のみ)

- ・国税庁から通知された「法人番号指定通知書」の写しを添付してください。なお、「国税庁法人番号公表サイト」(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で法人名及び所在地等から検索し、法人番号が表示された画面を印刷したものを添付することも可とします。(個人の方は添付しないでください。)

(5) 財務諸表(法人のみ)

- ・申請(提出)日現在で最新(直近)のもの1期分で、申請事業者名及び会計期間の記載のあるものを添付してください。
- ・持分会社(合名、合資又は合同会社)、特例有限会社又は株式会社の場合は、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主(社員)資本等変動計算書」が含まれている決算報告書等を添付してください。その他の法人については、別の決算報告書等を求める場合があります。
- ・会社設立後最初の決算を迎えていない場合は、「定款」の写しを添付してください。

(6) 役員、組合員名簿(協同組合又は団体等の場合のみ)

- ・申請(提出)日現在で最新(直近)のもので、役員氏名、役職名、組合員名(組合員が法人の場合は、代表者氏名及び事業所所在地も併せて)の記載のあるものを添付してください。
- ・官公需適格組合の場合は、「官公需適格組合証明書」の写しを併せて添付してください。

(7) 身分証明書(個人のみ)

- ・本籍地のある市区町村で発行されるもので、禁治産、後見及び破産宣告等の通知を受けていないことの記載のあるものを添付してください。

(8) 登記されていないことの証明書(個人のみ)

- ・各法務局又は地方法務局(本局)で発行されるもので、成年被後見人、被保佐人及び被補助人とするすべての記録がないことの記載のあるものを添付してください。

【参考】問い合わせ先(詳しくは法務省のホームページをご覧ください。)

○窓口申請の場合：さいたま地方法務局(本局)

さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎

TEL 048-851-1000(代)

○郵送申請の場合：東京法務局民事行政部後見登録課のみ

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL 03-5213-1360(直通)

(9) 所得税確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し(個人のみ)

- ・申請(提出)日現在で最新(直近)のもの1年分の写しを添付してください。

(10) 登録又は免許等の証明書等の写し

- ・登録、免許又は許認可等を必要とする業種への参加を希望する場合は、申請(提出)日現在で最新の証明書等の写しを添付してください。
- ・環境「ISO14001」認証若しくは品質管理「ISO9001」認証又はその両方(参加を希望する業種に該当するもの)を取得している事業者は、認証取得登録証の写しを添付してください。
- ・「プライバシーマーク」の付与を認定されている事業者は、登録証の写しを添付してください。
- ・「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」の認証を取得している事業者は、認定登録証の写しを添付してください。
- ・添付する登録、免許又は許認可等の証明書等の有効期間が、今回の物品入札等参加資格の有効期間(平成30年4月1日から平成31年3月31日)よりも前又は有効期間内に切れてしまう場合は、更新後速やかに新しい有効期間の証明書等の写しを「物品入札(見積)参加資格申請書変更届(様式6号)」とともに提出してください。

(11) 受付票返送用封筒(受付票の返送を希望する場合のみ)

- ・受付印を押印した「受付票」(上半分)の返送を希望する場合は、返送先を記入し切手を

貼付した封筒を添付してください。

- ・切手を貼付した返送用封筒の添付がない場合は、「受付票」は返送しません。

9 その他

- ・提出書類はA 4サイズで作成してください。ただし、各種証明書類は縮小又は拡大コピーをしないでください。
- ・提出書類は、「受付票」の「提出書類確認欄」の順に重ねて、クリップなどでまとめて提出してください。
- ・郵送による申請のため、提出書類に不備又は不足のないよう十分確認してください。
- ・提出書類の送付は普通郵便で構いませんが、郵便事故などが不安な場合は、書留や宅配便等を利用してください。
- ・返送用封筒を添付されたかたには、提出書類受領後に順次「受付票」を返送しますが、この「受付票」はあくまで書類を受領したことの証しであり、資格審査済であることを証明するものではありません。
- ・提出書類に不備又は不足があった場合には、電話等での問合せ確認のうえ、不足書類の提出等必要に応じて補正をお願いすることがあります。
- ・申請書類と添付書類の内容が異なり、修正内容が添付書類により明らかな場合は、申請書類の内容を修正することがあります。
- ・資格審査結果の通知は行いません。
- ・資格審査後、参加資格を付与した申請者の情報は「物品入札(見積)参加資格者名簿」に登載し、平成30年4月1日に川口市ホームページで公開します。また、申請者の情報は、川口市情報公開条例の「非公開情報」に該当しない限り、情報公開の対象になります。
- ・「物品入札(見積)参加資格者名簿」に登載されている情報は、川口市の事業に必要な場合、所管する課・機関へ提供することがあります。
- ・「市税納付状況調査等同意書(様式3号)」に基づき、申請時及び資格の有効期間中、経営の規模及び状況に関わり、関係公簿等の調査を行います。
- ・申請時及び資格の有効期間中において、未納が確認された場合には、競争入札及び随意契約に参加することができません。
- ・川口市が発注する業務委託契約については、原則として再委託を禁止しています。
- ・申請書類及び添付書類の提出後に申請内容に変更が生じた場合は、「物品入札(見積)参加資格申請書変更届(様式6号)」を作成し、必要書類を添付のうえ速やかに提出してください。なお、申請受付期間終了後及び資格者名簿登載後に申請内容に変更が生じた場合も同様です。
- ・現在の「資格者名簿」並びに「変更届」の様式及び必要書類については、川口市ホームページの「事業者向け情報」→「入札参加資格・登録」を確認してください。

- ・今回の資格の有効期間は平成31年3月31日までです。次回以降も資格の付与を希望するかたは、平成30年10月中旬から予定されている、平成31・32年度川口市物品入札(見積)参加資格審査申請への申請手続きが必要になります。なお、次回の申請手続時期に川口市より通知は行いませんので、市広報誌又はホームページ(平成30年10月頃予定)を確認のうえ、手続きをしてください。
- ・この審査申請手続きは、川口市が締結する契約の競争入札等に参加する資格を付与するためのものであり、川口市の各課・機関が所管する各個別事業への参加登録をするものではありませんので、それらへの参加登録については、各事業所管課・機関に確認してください。